

# 第1章 計画の改定に当たって

## 第1節 計画改定の背景及び趣旨



- わが国では、ノーマライゼーション<sup>※1</sup>の理念のもと、障害のある人もない人も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会の実現に向け、障害のある人の自立と社会参加を目的に施策が講じられてきました。
- 本区では、障害者基本法に基づく「障害者計画」を策定するとともに、平成18年からは、障害者自立支援法の施行に伴い、日常生活支援をはじめとする様々な障害福祉サービスの充実に取り組んできています。
- しかし、平成22年12月には、障害者自立支援法や児童福祉法等を一括して改正する法律が成立し、発達障害が障害者自立支援法上の障害者とされました。  
また、障害者基本法の改正をはじめ、現在国において検討されている障害者福祉制度の見直し、さらに、障害者差別禁止に係る法制の検討等が行われているところです。
- 平成23年6月には、障害のある人に対する虐待を防ぐため、虐待を発見した人に自治体への通報を義務付けることなどを盛り込んだ障害者虐待防止法が成立し、平成24年10月から施行されます。
- 国においては、障害者の権利に関する条約の批准に向け、国内法の整備に取り組んでいます。今後ノーマライゼーション、合理的配慮<sup>※2</sup>の考えを踏まえ、障害のある人を地域で包み込み、ともに生きる社会づくりを目指していく必要があります。

---

### ※1 ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、すべての人が地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、共に認め合って普通の生活ができる社会を創造すること、また、その考え方。

### ※2 合理的配慮

障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、認め合い、共に暮らしていくために必要な配慮。例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや、障害者が円滑に移動できるように支援すること（過度の負担とならない範囲）が該当する。

## 第2節 計画の性格・位置づけ



- 本計画は、「文京区基本構想」に基づき、その基本理念、将来像等を踏まえて策定する、本区の福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画である、文京区地域福祉保健計画の分野別計画の一つです。
- また、障害者基本法に基づく「障害者計画」と、障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」を一体的に策定した計画で、区の障害者施策を総合的・計画的に推進するための基本計画となるものです。
- そして、「文京区都市計画マスタープラン」、「文京区地域防災計画」、「文京区アカデミー推進計画」等の他の分野における行政計画とも整合・連携した計画となっています。

	法的な位置づけ	計画の性格	策定の内容
文京区障害者計画	障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」	障害者施策の基本計画	障害者施策の基本的な方向性
	障害者自立支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」	基本計画を具体化する事業計画	障害者自立支援法の各種サービス（施設通所、ホームヘルプ、短期入所等）の需要見込量や達成目標 障害者計画で示した基本的な方向性を具体化するための施策や事業

## 第3節 計画の期間



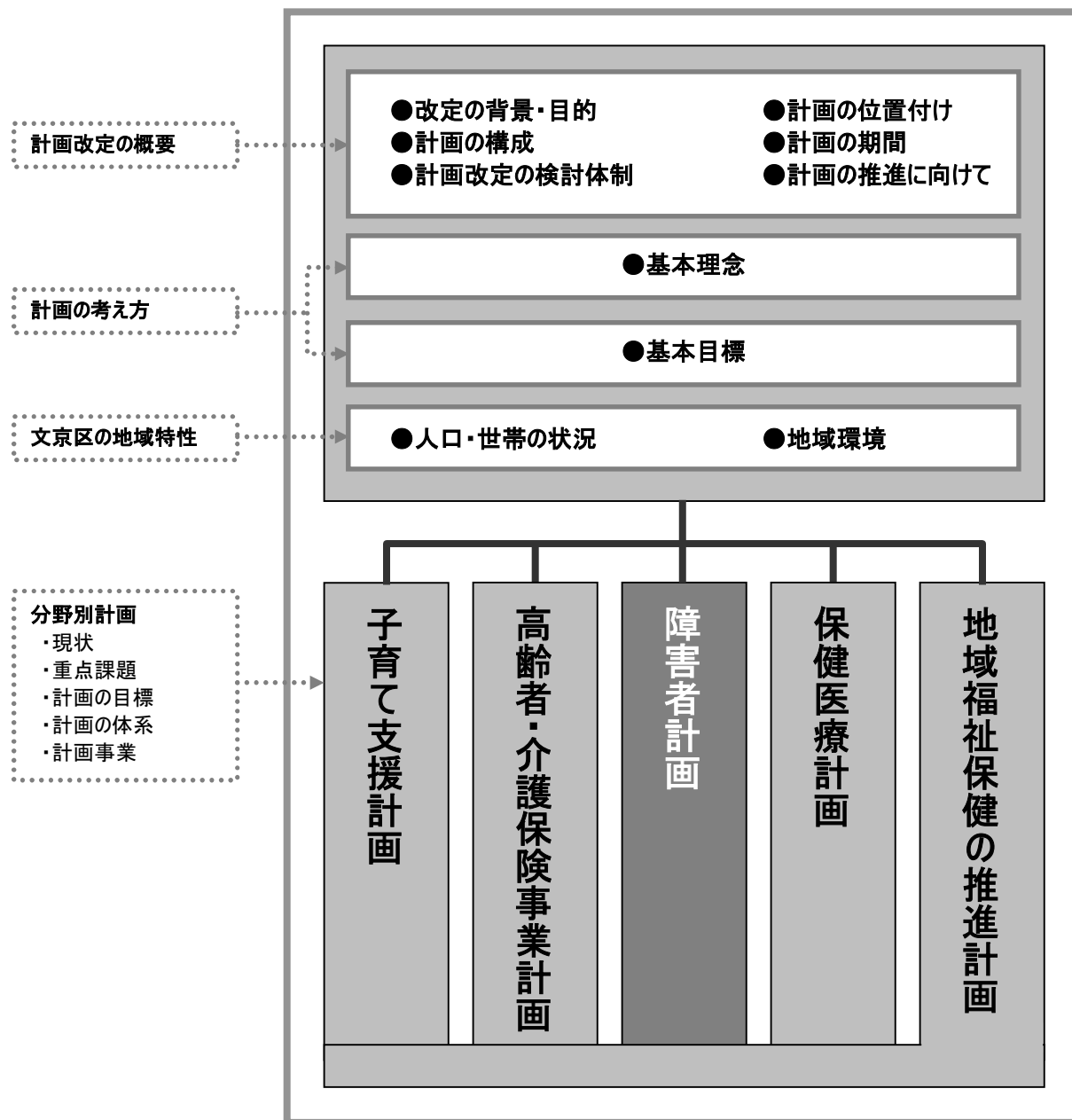
- 本計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とします。ただし、国の動向や社会情勢が変化した場合、本計画を見直す等、その変化に柔軟に対応していきます。

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
文京区基本構想				
文京区基本構想実施計画				
前期計画	文京区地域福祉保健計画 障害者計画			



## 第4節 計画の構成

- 本計画は、文京区地域福祉保健計画全般に係る考え方、基本理念及び基本目標等を取りまとめた総論部分と、障害者を主として対象者ごとに設定した分野別の計画部分で構成されています。



## 第5節 計画改定の検討体制

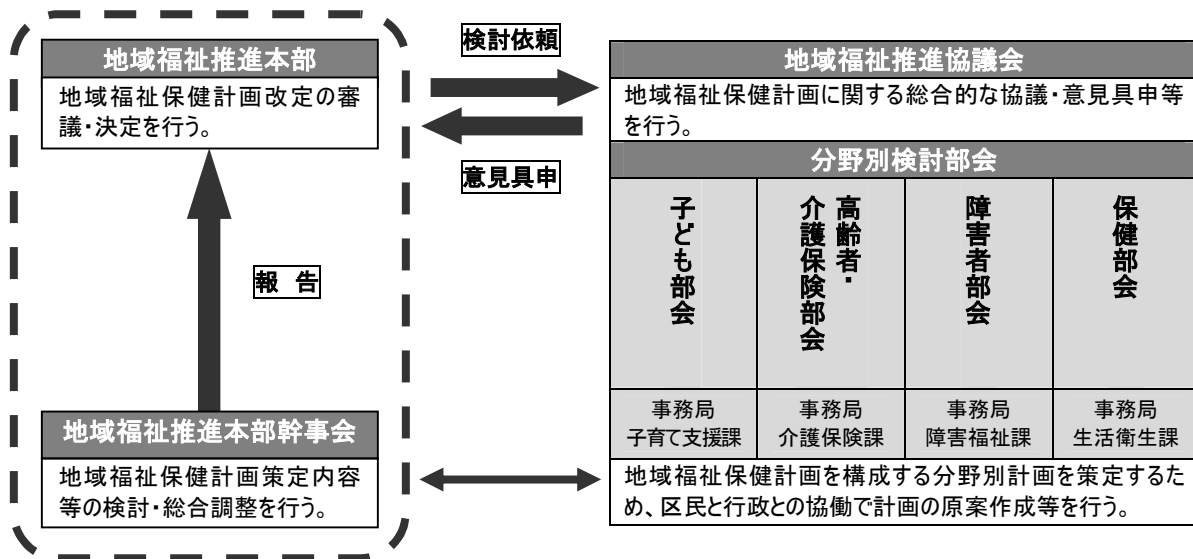


### (1) 区民参加の検討体制

- 本計画の改定に当たっては、学識経験者、福祉保健関係団体の代表者、公募区民等で構成する地域福祉推進協議会、及びその下部組織である障害者部会における検討を踏まえて、改定を行いました。
- なお、これらの会議はすべて公開とし、広く区民に開かれた審議を行いました。
- また、計画の検討経過をホームページ等で公表するとともに、「中間のまとめ」について、パブリックコメント（区民意見公募）の実施や区民説明会の開催により、区民の意見・要望を十分に把握し、計画への反映を図りました。

### (2) 全庁的な検討体制

- 区の庁内組織である地域福祉推進本部及び地域福祉推進本部幹事会において、福祉保健に関連する部署間の緊密な連絡調整等を図り、計画の組織横断的な検討・総合調整を行いました。



## 第6節 計画の推進に向けて



### (1) 計画の進行管理

- 本計画を着実かつ効果的に実施していくため、継続的な事業の点検・評価を行うとともに、不断の見直しを図り、実効的な事業展開に結び付けていきます。  
また、区民、学識経験者等で構成される地域福祉推進協議会において、区民等の意見を検討・反映させながら、進行管理を行っていきます。

### (2) 庁内体制

- 地域福祉保健の推進に当たっては、区の庁内組織である地域福祉推進本部において、計画の進捗状況を集約し、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を総合的及び体系的に推進していきます。